

税に関するQ & A・質問と回答

3. 軽自動車税編

■質問一覧

- [Q3-1](#) 他人に車両、バイクを譲ったのに納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？
- [Q3-2](#) 軽自動車を3月中に廃車したのに納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？
- [Q3-3](#) 他人に車両を譲渡した時、軽自動車税はどうなりますか？
- [Q3-4](#) 軽自動車の所有者であった家族が亡くなったのですが、手続きは必要ですか？
- [Q3-5](#) 業者に車体を引き渡したのに、納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？
- [Q3-6](#) 障がい者手帳を持っていますが、軽自動車税の減免はありますか？

3. 軽自動車税編

■ 回答

Q3-1 他人に車両、バイクを譲ったのに納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？

A (回答)： 車両、バイクを譲ったときに名義変更の手続きはお済みでしょうか？名義変更の手続きをしていなければ、軽自動車税は旧所有者に課税されます。軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日ですので、名義変更の手続きをしても、4月2日以降の手続きであれば、賦課期日を経過しているため、旧所有者の方に納税通知書が送られます。

Q3-2 軽自動車を3月中に廃車したのに納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？

A (回答)： 3月中に廃車したということですが、廃車の手続きはお済みでしょうか？廃車の手続きが済んでおらず、賦課期日（毎年4月1日）を経過している場合は軽自動車税が課税されます。

また、手続きを業者に依頼した場合などで、廃車申告書の受付日が4月2日以降になっていると、賦課期日を経過しているため軽自動車税が課税されることとなりますので、ご確認をお願い致します。

Q3-3 他人に車両を譲渡した時、軽自動車税はどうなりますか？

A (回答)： 軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日なので、譲渡の手続き（名義変更）を4月1日までにされた場合は、新所有者に課税されます。手続きが4月2日以降の場合は旧所有者に課税されます。

Q3-4 軽自動車の所有者であった家族が亡くなったのですが、手続きは必要ですか？

A (回答)： 所有者（納税義務者）以外の方が使用することがなく、下取りやスクラップ等に出す場合は、廃車の手続きが必要です。

相続人等の方が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きが必要になります。

Q3-5 業者に車体を引き渡したのに納税通知書が届いたが、なぜでしょうか？

A (回答)： 業者への引渡しは済んでいても、廃車（又は名義変更）の手続きが済んでいない場合、あるいは手続きが4月2日以降に行われた場合には、その年の軽自動車税は課税されます。

なお、業者に確認のうえ、4月1日以前に手続きが済んでいる場合には課税誤りの可能性がありますので、森町役場又は砂原支所までご連絡ください。

Q 3 - 6 障がい者手帳を持っていますが、軽自動車税の減免はありますか？

A (回答)： 手帳をお持ちの方一人につき一台分（普通自動車を含む）の軽自動車税を減免することができます。

減免を受けるためには申請が必要であり、軽自動車税の納税通知書発布後、期日（納期限の7日前）までに申請を行っていただく必要があります。また、等級によっては減免にならない場合もありますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

なお、4月2日以降に手帳の交付を受けた方は、翌年度から減免の申請が可能となります。

※一つの手帳で軽自動車と普通自動車の両方を減免することはできません。